

令和6年6月18日

各障害児（者）施設・事業所の長様

埼玉県福祉部障害者支援課長
高橋 良治（公印省略）

令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告書の提出について（通知）

本県の障害福祉行政につきまして、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和5年度（令和5年4月～令和6年3月サービス提供分）に処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）を取得した施設・事業者におかれましては、下記により実績報告書の提出をお願いします。

なお、この通知は全施設・事業所に御送付していますが、令和5年度に処遇改善加算等
を取得していない施設・事業所は、実績報告書を提出する必要はありません。

記

1 提出書類

障害福祉サービス等処遇改善実績報告書（別紙様式3-1，3-2，3-3）

※職員分類の変更特例に係る実績報告（別紙様式3-3）は、職員分類を変更しない場合には提出不要です。

2 様式及び提出方法

(1) 様式の掲載場所

「埼玉県ホームページ」→「健康・福祉」→「障害者福祉」→「障害者福祉施設向け情報」→「福祉・介護職員処遇改善加算等について」

【 <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/siteitetuduki/syougai-syoguukaizen.html> 】

※年度ごとに様式が異なりますので、必ず令和5年度の様式を御使用ください。

(2) 提出方法

以下のURLから電子申請システムに入り、上記の様式に記入したものを御提出ください（郵送での提出は不要です）。

【 https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=75319 】

3 提出期限及び留意事項

(1) 提出期限

令和6年7月31日（水）（厳守）

(2) 留意事項

① 費用弁償的に支払ったもの、労働の対価ではなく恩給的（結婚祝金等）に支払ったもの等は賃金改善額として認められません。

② 「賃金改善所要額」 \geq 「処遇改善加算等総額」となっているか、改めて御確認ください。

③ 「賃金改善所要額」 $<$ 「処遇改善加算等総額」となっていることが判明した場合、一時金や賞与等として早急に改善し、当該改善の所要額も含めた実績報告書を提出してください。なお、加算の算定要件を満たさない場合は、不正請求として全額返還となります。

※さいたま市、川口市、川越市、越谷市、和光市にも事業所があり、令和5年度に処遇改善等加算を取得した法人は、各市にも実績報告が必要となります。

その場合は各市が定める様式により、各市が定める提出方法で御報告ください。

4 お問い合わせ先

(1) 社会福祉法人・NPO法人

障害者支援課 施設支援担当

電話：048-830-3314

(2) 上記(1)以外の法人（営利法人、一般社団法人等）

障害者支援課 地域生活・医療的ケア児支援担当

電話：048-830-3317